

資料 1

水第 1104 号

令和 3 年 4 月 20 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 殿

神奈川県知事



内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更認可について (諮問)

このことについて、別添写しのとおり、酒匂川漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



変更の内容

1 漁具・漁法の制限の変更

リール及びルアーを使用したアユ釣りを禁止する。

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁をしてはならない。</p> <p>2 釣竿の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。</p> <p>また、もじりの使用に本数は1人20本以内とする。</p> <p>3 餌(まき餌を含む。)を使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。</p> <p>5 あゆ友釣りのハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>6 <u>リールを使用して、あゆを採捕してはならない。</u></p> <p>7 <u>ルアーを使用して、あゆを採捕してはならない。</u></p> <p>8 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p> <p>表 (略)</p> <p>第4条～第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1.この規則は平成25年9月1日から施行する。</p> <p>2.この規則は平成30年1月1日から施行する。</p> <p>3.この規則は令和3年 月 日から施行する。</p> | <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁をしてはならない。</p> <p>2 釣竿の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。</p> <p>また、もじりの使用に本数は1人20本以内とする。</p> <p>3 餌(まき餌を含む。)を使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。</p> <p>5 あゆ友釣りのハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>6 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p> <p>表 (略)</p> <p>第4条～第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1.この規則は平成25年9月1日から施行する。</p> <p>2.この規則は平成30年1月1日から施行する。</p> |